

【別紙資料 04】

公営住宅等整備基準での性能表示制度の要求性能 (別紙 2-2) 各評価項目における要求性能の概要 (公営住宅等整備基準)

公営住宅等整備基準		技術的助言	県営住宅設計基準			
			性能基準の規定項目	要求性能	備考(概要等)	
第 8 条 住宅の基準	(第 2 項) 住宅には、外壁、窓等を通じての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置が講じられていなければならない。	建築物エネルギー消費性能誘導基準 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令改正 (令和 4 年 10 月 1 日予定) 後の基準)	第 10 条	第 2 項	外皮平均熱貫流率: 0.6 一次エネルギー消費量: 基準値×0.8	建築物エネルギー消費性能誘導基準 ただし、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令改正 (令和 4 年 10 月 1 日予定) 以前については、強化外皮基準 (住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成 11 年法律第 81 号) 第 3 条の 2 第 1 項に規定する評価方法基準における断熱等性能等級 5 以上の基準 (結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。)) を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準 (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成 27 年法律第 53 号) 第 2 条第 1 項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準) の基準値から 20%削減となる省エネ性能の水準を確保すること。
	(第 3 項) 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。	評価方法基準第 5 の 8 の 8-1 (3) イの等級 2 の基準又は第 5 の 8 の 8-1 (3) ロ①c の基準 (RC 造又はSRC 造以外の住宅は第 5 の 8 の 8-1 (3) ロ①d の基準) を満たすこと及び評価方法基準第 5 の 8 の 8-4 (3) の等級 2 の基準	8 音環境	(8-1) 重量床衝撃音対策	等級 2 又は相当 スラブ厚 15 cm 以上	ポイドスラブ厚は 22 cm 以上。
				(8-4) 透過損失 (外壁開口部)	等級 2	BL かつの評価基準は 21db 以上。
	(第 4 項) 住宅の構造耐力上主要な部分及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置が講じられていなければならない。	評価方法基準第 5 の 3 の 3-1 (3) の等級 3 の基準 (木造の住宅は第 5 の 3 の 3-1 (3) の等級 2 の基準)	3 劣化の軽減	(3-1) 劣化対策 (構造躯体等)	等級 3 (木造は 等級 2)	水セメント比が 55% 以下の場合、最小かぶり厚さを 10 mm プラス。
	(第 5 項) 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置が講じられていなければならない。	評価方法基準第 5 の 4 の 4-1 (3) 及び 4-2 (3) の等級 2 の基準	4 維持管理への配慮	(4-1) 維持管理対策 (専用配管)	等級 2	配管のコンクリート埋設不可。
			(4-2) 維持管理対策 (共用配管)	等級 2	配管のコンクリート埋設不可。 堅管の掃除口を最上階、最下階及び 3 階以内おきに設置。 等	
第 9 条 住戸の基準	(第 3 項) 公営住宅の各住戸には、居室における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置が講じられていなければならない。	居室の内装の仕上げに特定建材を使用する場合には、評価方法基準第 5 の 6 の 6-1 (3) ロの等級 3 の基準	6 空気環境	(6-1) ホルムアルデヒド対策 (内装)	等級 3 (内装)	F☆☆☆☆等級相当以上を各住戸の居室の内装仕上げに使用。 〔上乘せ基準〕 「公営住宅における化学物質の室内濃度測定方法等について」 (平成 15 年 6 月 6 日付け事務連絡) ○ ホルムアルデヒド 0.08ppm ○ トルエン 0.07ppm ○ キシレン 0.20ppm ○ エチルベンゼン 0.88ppm ○ スチレン 0.05ppm 上記指針値以下とすること。
第 10 条 住戸内の各部	住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性を適切に確保するための措置 その他の高齢者が日常生活を支障なく営むことができるための措置が講じられていなければならない。	評価方法基準第 5 の 9 の 9-1 (3) の等級 3 の基準	9 高齢者等への配慮	(9-1) 高齢者等配慮対策 (専用部分)	等級 3	出入口の幅員 800 mm 以上。 特定寝室の広さは内法で 9 m ² 以上。 便所の介助スペースは内法で長辺 1.3m 以上確保。 等
第 11 条 共用部分	公営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。	評価方法基準第 5 の 9 の 9-2 (3) の等級 3 の基準		(9-2) 高齢者等配慮対策 (共用部分)	等級 3	E V ホールは 1500 mm 以上確保。 等

〔整備基準〕 公営住宅等整備基準 (平成 10 年 4 月 21 日建設省令第 8 号) 最終改正: 平成 23 年国土交通省令第 103 号

〔技術的助言〕 「公営住宅等整備基準について」 (平成 24 年 1 月 17 日国住備第 196 号) 最終改正: 令和 4 年 4 月 1 日

〔評価方法基準〕 住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成 11 年 6 月 23 日法律第 81 号)、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づく評価方法基準 (平成 13 年 8 月 14 日国土交通省告示第 1346 号)